

健康増進福利厚生施設利用規程(ひな形)(川口グリーンゴルフ作成)

制定： 年 月 日

株式会社〇〇

第 1 条(目的)

本規程は、従業員の健康維持・増進、心身のリフレッシュおよび健康経営の推進を目的として、会社が費用負担する運動施設等の利用について定める。

会社は、従業員が健康で長く働くことのできる職場環境づくりの一環として、本制度を実施する。

第 2 条(対象施設)

会社は、福利厚生の一環として、以下の施設利用費を負担することがある。

ゴルフ練習場等、健康維持・運動習慣形成につながる施設

(スポーツジム、フィットネスクラブ等の運動施設) ※必要に応じて入れて下さい。

その他会社が適当と認める施設

第 3 条(利用対象者)

本制度の利用対象者は、原則として当社に勤務する全従業員とする。

正社員、契約社員、パートタイマー等の雇用形態にかかわらず、会社が対象と認める者は利用できるものとする。

特定の役員、部署、個人のみを対象とした制度運用は行わない。

第 4 条(利用方法)

利用を希望する従業員は、会社に申し出るものとする。

利用は本人に限るものとし、第三者への貸与、譲渡は禁止する。

会社が購入した会員権、回数券等は会社管理物として取り扱う。

第 5 条(会社負担額)

会社は、従業員の健康増進を目的として、施設利用に必要な費用を福利厚生費として負担する。

会社負担額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とし、年度ごとに会社が定める。

・ (1人あたり年間〇万円を上限とする) ※必要に応じて入れて下さい。

・ ゴルフ練習場チケット 毎月〇回分まで会社負担とする

上限を超える利用については、利用者本人の負担とする。

第 6 条(利用目的)

本制度は、以下の目的で利用するものとする。

- (1) 体力維持・健康増進
- (2) 運動習慣の形成
- (3) ストレス解消および心身のリフレッシュ
- ((4) 健康経営の推進) ※必要に応じて入れて下さい。

第 7 条(禁止事項)

以下の利用は禁止する。

家族、知人その他第三者への貸与
私的利益のみを目的とした利用
制度の趣旨に反する利用

第 8 条(公平利用)

利用希望者が多数の場合、会社は利用回数制限、抽選、予約制等により公平な利用機会を確保する。

一部の従業員のみが継続的に利益を受けることのないよう管理する。

第 9 条(利用記録)

会社は、福利厚生制度の適正管理のため、以下の記録を管理する。

- ・ 利用者名
- ・ 利用日
- ・ 利用施設
- ・ 利用回数

※健康状態や診療情報等の個人情報取得しない。

第 10 条(退職時等の取扱い)

退職日以降は本制度を利用できない。

未使用の会員権、回数券等は会社管理へ戻す。

第 11 条(規程の変更)

会社は、経営状況、利用状況、法令改正等により、本制度を変更または廃止することがある。

以上